

社会福祉法人を設立するのはなぜ？ ～メリット・デメリットを知って正しく理解しよう～

近年、社会福祉事業への新規参入が増え社会福祉法人についての注目は高まる一方で、その設立や運営についてもお問い合わせを多くいただいています。社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人です。昭和26年に施行された社会福祉法に根拠をもち、高い公共性と透明性が求められています。

【社会福祉法人でなければならない事業とは？】

社会福祉法にいう社会福祉事業とは、同法第2条に定められています。法第2条ではその第2項に第1種社会福祉事業、第3項に第2種社会福祉事業が列举されています。

第1種社会福祉事業とは、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設、救護施設などの、利用者を保護する必要性が大変高く、それゆえ公的な規制を厳しく設ける必要のある事業をいい、主として利用者が入所する施設です（唯一の例外は法第113条に規定する共同募金を行う事業です）。このため、第1種社会福祉事業を経営できるのは国または地方公共団体もしくは社会福祉法人のみとされており（法第60条）、社会福祉法人にとって大きな責任と高い公共性を有することが求められます。

一方、第2種社会福祉事業とは、利用者保護の必要性はあるものの、公的な規制が比較的緩やかな事業で、主に在宅で（通所も含む）サービスを提供する施設が該当し、経営主体に制限はありません。

前述のとおり、第1種社会福祉事業の経営主体については、国または地方公共団体を除いて社会福祉法人のみの特権となります。例えば、介護老人保健施設は医療法人が経営することができますが、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を経営することができません。これらを踏まえ、社会福祉法人には高い公共性が求められるのです。

【社会福祉法人のメリットとデメリット】

社会福祉法人を経営する場合、「税制面での優遇がある」「補助金等を受けられる」といった経営の基盤となる資金面でメリットを感じられると思います。

一方では「届出・申請などの書類が煩雑である」「所轄庁の指導検査・会計監査人の監査・監事による決算監査が実施される」「資金用途に決まりがある」のようなデメリットもあります。

こちらの内容について詳しく見ていきましょう。



メリット

税制面での優遇がある

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、一定の条件のもとで公益事業と収益事業を実施することができます。このうち、社会福祉事業と公益事業には法人税がかかりません。また、社会福祉事業の用に供している資産については、固定資産税もかかりません。さらに寄附金についても税務上優遇措置がとられています。

補助金等が受けられる

社会福祉法人でなくとも受けられるものもありますが、社会福祉法人がもらえる補助金は多額です。施設整備時は建設費の1/2を国が補助し、残りの1/2を地方公共団体が補助する場合があります。(その場合、自己資金は建設費の1/4となります)この制度は大型の施設整備を計画している事業者にとって特に魅力的です。(ただし、国や地方公共団体の予算により一概には言えません)

デメリット

届出・申請などの書類が煩雑である

認可した所轄庁や、補助金を交付した地方公共団体に対して提出する申請・報告書類は多岐にわたり、かなり煩雑なものとなります。しかし社会福祉事業の財源の大半が税金であることを考えると、仕方ないとも思えます。

所轄庁の指導検査・会計監査人の監査・監事による決算監査が実施される

所轄庁は定期的に事業所に訪問し、認可とその後の事業実施の条件である設置基準・運営基準を遵守しているか、書類を閲覧し基準を満たしているかを確認します。概ね3年に1回の場合が多いですが、何か問題が生じているときには毎年来ることもあります。

また、一定の規模以上の社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられており、年度末に会計監査を受けます。会計の専門家である監査人の質問と指摘事項に回答しなければならず、負担に感じることもあるでしょう。

資金用途に決まりがある

社会福祉事業に投入される資金はそのほとんどが私たちの税金です。一口に社会福祉事業と言ってもさまざまな種別があり、収入した資金の使い方はそれぞれ異なるルールが定められています。資金が残りすぎると種別によってはペナルティが課されることもありますので計画的な事業経営が求められます。

これらのメリットやデメリットを検討したうえでやはり社会福祉法人を設立することになれば、次は認可に向けて設立の準備に入ります。具体的には「何をするか」「誰と設立するのか」「いくらかかるのか」などを考えなければなりません。具体的な設立手続きの流れの話は次回 (TH picks for Welfare vol.5) で紹介します。



本郷メディカルソリューションズ株式会社
Hongo Medical Solutions Co., Ltd



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

TH Picks for Welfare 2023.5 月号 発行元：本郷メディカルソリューションズ株式会社

<https://www.ht-tax.or.jp/>

辻・本郷 検索

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階

【お問い合わせ】

☎ 0120-016-705

(受付時間) 9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く